

JAWW NGOレポート

北京+30

I. 女性の人権

神奈川大学／Newcastle University
／JAWW

近江美保



北京行動綱領

- ・1995年、第4回世界女性会議(北京会議)で採択
- ・12の重大問題領域
 - *JAWWのNGOレポートでは、12重大問題領域A～L + 10独自領域P～Y
- ・「北京+30」CSW69会期（2025年3月10～21日）
「北京宣言+北京行動綱領」と第23回国連特別総会「女性2000年会議」
成果文書の実施状況を評価

北京行動綱領

第IV章 戰略目標及び行動

I. 女性の人権

- ・戦略目標 I.1. あらゆる人権文書、特に女性差別撤廃条約の完全な実施を通じて、女性の人権を促進し、保護すること
- ・戦略目標I. 2. 法の下及び実際の平等及び非差別を保障すること
- ・戦略目標I. 3. 法識字を達成すること

⇒ 女性の人権=女性の生活・人生のすべての領域にかかわること

その中で「I. 女性の人権」は、女性の法的権利に焦点

女性差別撤廃条約

- ・1979年国連総会で採択、1981年効力発生
- ・日本は、1980年署名、1985年国会承認を経て批准
- ・法的平等と事実上の平等、直接差別と間接差別、公的領域と私的領域
- ・国際人権条約の締約国の義務：尊重義務、保護義務、充足(促進)義務
- ・「委員会は、締約国に対し、女性と男性の実質的平等を達成するために、北京宣言と行動綱領を活用し、本条約に明記された権利の実現をさらに評価するよう求める。」(CEDAW総括所見 パラグラフ55)

CEDAWによる日本政府審査

- ・ 今年10月、女性差別撤廃委員会(CEDAW)で、6回目の日本政府報告の審査
- ・ 政府報告の審査 「建設的対話」
 - ・ 締約国政府の代表とCEDAW委員が、条約の実施状況について質疑応答
 - ・ 委員会からの評価(肯定的側面、懸念事項、勧告など)は、総括所見として公表
 - ・ 特に早急に取り組むことが必要とされる勧告内容については「フォローアップ」の対象に指定され、2年以内に対応を書面でCEDAWに報告することが必要

* 総括所見 先行未編集版

日本女性差別撤廃条約NGOネットワーク(JNNC)訳 <http://www.jnncc.jp>

外務省HP <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/josi/index.html> (未掲載)

北京+25(2020年)以降の法的变化

- ・ 男女の婚姻最低年齢の統一のための民法改正(2018 年)
- ・ 再婚後に生まれた子を再婚後の夫の子と推定する嫡出推定制度の見直し
- ・ 女性のみ再婚禁止期間の廃止
- ・ 夫のみに認められていた嫡出否認権の子と母への拡大などの民法改正 (以上2022 年)
- ・ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定(2022 年)
- ・ 刑法における不同意性交罪・不同意わいせつ罪の導入(2023 年)

* 強姦の定義の拡張が求められていた

(下線は、以前のCEDAWの総括所見で改正を勧告されていたもの)

選択的夫婦別姓制度の導入

- ・ 民法 750 条 夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。
- ・ 女性差別撤廃条約 16 条 1 項(g) 夫及び妻の同一の個人的权利(姓及び職業を選択する権利を含む。) ← 締約国が取るべき措置のうち、特に確保すべきもの
- ・ ジェンダーに中立な法や規則は、必ずしも平等な結果をもたらさない。
- ・ 「法もしくは慣習により、婚姻もしくはその解消に際して自己の姓の変更を強制される場合」女性の権利が否定されている。(CEDAW一般勧告21 号)
- ・ CEDAWからは、2003 年の総括所見以来、繰り返されてきた勧告。
- ・ フォローアップの対象にもこれまで2回指定され、また今回も…！

国内の動き

- ・ 最高裁での合憲判断:2015 年 12 月 16 日大法廷、2021 年 6 月 23 日大法廷、2022 年 3 月 22 日第三小法廷
- ・ ただし、2021 年 6 月決定では多数意見が「国会におけるこの問題をめぐる真摯な議論を期待する」
- ・ いずれの裁判においても、複数の裁判官が違憲と認める意見
- ・ 2024 年 3 月、東京と札幌で、第3 次選択的夫婦別姓訴訟提訴
- ・ 各種世論調査の結果
- ・ 2024 年 6 月 経団連「選択肢のある社会の実現を目指して～女性活躍に対する制度の壁を乗り越える～」

人権としての選択的夫婦別姓制度

- ・女性(または男性)に自身の姓の選択を認めないことは
⇒ その人を固有の名前を持った一人の個人であると認めているか?
⇒ その名前とともに培ってきたそれまでの人生を認めているか?
- ・通称使用は「例外」扱い
- ・別姓で結婚したい人たちの権利?
- ・法律で別姓が認められているという事実が人々の意識を変える可能性
- ・参考:子どもの権利条約 7条 出生の時から氏名を有する権利

CEDAWの総括所見では

- ・パラグラフ12(a) 女性が結婚後も婚姻前の姓を保持できるよう、婚姻したカップルの姓の選択に関する法律を改正すること

国会の役割

- ・パラグラフ8 委員会は、本条約の完全な実施履行の確保における立法権の極めて重要な役割を強調する(A/65/38、第2部、附属VIを参照)。委員会は、国会に対し、その権限に従って、現在から本条約に基づく次回定期報告提出までの間に、本総括所見の実施に関して必要な措置をとるよう促す。

マイノリティ女性に対するヘイトスピーチ

- ・ヘイトスピーチとは、人種、民族、国籍、性などのマイノリティの集団もしくは個人に対し、その属性を理由に差別、敵意又は暴力を煽動する行為
(師岡康子『ヘイト・スピーチとは何か』岩波書店 2013年 48頁)
- ・近年では、特にインターネット上のヘイトスピーチ
- ・ヘイトスピーチは、変えることのできない属性を理由に行われる攻撃。被害者に深刻な心理的影響。
- ・日本におけるマイノリティ女性：在日コリアン、アイヌ民族、被差別部落民、琉球・沖縄、障がい者などの女性。女性であること+それ以外の属性による複合的差別。

司法等による救済

- ・「在日特権を許さない市民の会」生中継動画配信における名誉毀損事件
- ・まとめサイト「保守速報」差別的な投稿編集およびブログ掲載事件
- ・テレビ番組「ニュース女子」事件
- ・自称「ハゲタカ鷺津政彦」事件
- ・杉田水脈衆議院議員によるマイノリティ女性侮蔑ブログ事件…法務局への人権救済申し立てにより人権侵犯と認定
⇒ 民事裁判の提訴や、法務局への人権救済申し立ては被害者の負担大。
救済方法も限定的。

人権保障の基本的仕組みの整備

・ 包括的差別禁止法の制定

本条約第1条および第2条、本条約第2条等に沿って、公的および私的領域における直接および間接の差別、ならびに交差的形態の差別を網羅する、女性に対する差別の包括的定義を国の法律に組み込むよう勧告する。(CEDAW総括所見 パラグラフ12)

・ 女性差別撤廃条約選択議定書の批准

選択議定書の批准に対するいかなる障害にも速やかに対処し、取り除くよう勧告する。(同 パラグラフ10)

・ 国内人権機関の設置

明確な期限を定めて、「人権の促進と保護のための国内機関の地位に関する原則」(「パリ原則」)に則り、独立した国内人権機関を設立し、その権限が女性の権利とジェンダー平等を網羅することを確保し、その権限を効果的に、独立して遂行できるよう、十分な人的、技術的および財政的資源を提供するという前回の勧告を繰り返す。委員会はさらに、締約国がこの点について国連人権高等弁務官事務所の助言と技術的支援を求めるよう勧告する。(同 パラグラフ22)

人権保障のための政治的意思？！

- ・ 個々の問題解決および人権保障のための基本的な仕組みの整備をが実現できるかどうかは、そのための政治的意思が日本にあるかどうか
- ・ 北京+30のNGOレポートとCEDAWの総括所見で、改めて明らかになった課題解決のための第6次男女共同参画基本計画を策定することができるか

*すでにCEDAWの基準は、30%ではなく50:50(パリティ)

CEDAW一般勧告40号「意思決定システムにおける女性の平等かつ包摂的代表」